

令和 8 年熊本地震非常災害復旧復興本部 (第 1 回)

議 事 次 第

日時：令和 8 年 9 月 4 日（金） 10：10～

場所：官邸 4 階大会議室

1. 開会 【内閣官房長官】
2. 黙祷
3. 令和 8 年熊本地震非常災害復旧復興本部の設置について 【防災担当大臣】
4. 熊本地震からの復旧・復興に向けた
取組について 【各省大臣等】
5. 熊本県知事発言 【熊本県知事】
6. 非常災害復旧復興本部長発言 【内閣総理大臣】
7. 閉会 【内閣官房長官】

令和8年熊本地震非常災害復旧復興本部の設置について

〔 令和8年9月1日
閣 議 決 定 〕

- 1 令和8年熊本地震からの復旧・復興を、関係省庁の連携の下、政府一体となって迅速かつ強力に進めるため、内閣に、令和8年熊本地震非常災害復旧復興本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）
本部員 他の全ての国務大臣、本部長が指名する内閣府副大臣
- 3 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

熊本地震非常災害復旧復興本部（第 1 回） 各府省提出資料

（生活再建の推進）

・ 住まいの確保に向けた取組	【内閣府防災】・ ・	1
	【国土交通省】・ ・	2
・ 災害廃棄物処理（公費解体）の推進について	【環境省】・ ・ ・ ・	3
・ 被災者の命・健康を守るための取組	【厚生労働省】・ ・	4

（なりわい再建の推進）

・ 被災中小企業・小規模事業者の支援について	【経済産業省】・ ・	5
・ 令和 8 年熊本地震で被災された農林漁業者への支援	【農林水産省】・ ・	7
・ 観光復興に向けた支援	【国土交通省】・ ・	8
・ 地域の雇用対策等	【厚生労働省】・ ・	9

（災害復旧等）

・ 公共土木施設等の迅速な災害復旧 （公共土木施設等の災害復旧事業等）について	【国土交通省】・ ・	10
・ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣について	【国土交通省】・ ・	11
・ 井戸の早期復旧	【国土交通省】・ ・	12
・ 令和 8 年熊本地震で被災された農林漁業者への支援	【農林水産省】・ ・	7
・ 医療施設・社会福祉施設の復旧支援	【厚生労働省】・ ・	13
・ 被災した学校・文化財への対応	【文部科学省】・ ・	14
・ 交通・物流の確保	【国土交通省】・ ・	15

住まいの確保に向けた取組（避難生活環境の改善）

○ 被災された方々の生活の再建に向けては、清潔なトイレ、温かい食事などの基本的な生活環境の整備はもちろんのこと、バス等による**避難者の移動手段を確保**し、更なる環境整備を図った上で避難者を受け入れる、**拠点避難所を整備**する。

○拠点避難所の整備

(9/2_9時00分現在)

	宇土市	宇城市	八代市	氷川町	合計
拠点避難所	1か所	8カ所	16カ所	4カ所	29カ所
拠点避難者数	89人	551人	1,008人	242人	1,890人

※上記4市町には、拠点避難所としていない福祉避難所に28人が入所
(八代市 9人、宇城市 19人)

○拠点避難所化に伴う移送支援

- ・バス等による避難者の移動手段の確保
- ・介護タクシーによる病院や役場への移送

○避難所の環境整備

- ・快適トイレ仕様のトイレカーの派遣
- ・洗濯ニーズ支援のためランドリーカーを派遣
- ・弁当の支給、キッチンカーの派遣
- ・循環型シャワー等の配置、公衆浴場の無料開放
- ・飲料・食料等支援物資の十分な提供
(飲料139万本、主食59万食が現地到着済み。)

○在宅避難・車中泊等

- ・避難者の健康管理を支援する保健師等チームを順次派遣（8月26日時点で35チーム活動中）
- ・警察の特別自動車警ら部隊等による車中泊者への声掛け・相談
- ・高齢者等の個別訪問等を行う、被災高齢者等把握事業を8月5日から実施
- ・被災者一人一人の主体的な自立・生活再建を支援する災害ケースマネジメントについて、取組を促進

避難先の移動
(二次避難)

○ホテル・旅館等

- ・8月2日より被災市町村で順次開始、8月27日時点で508件 1,103人開始済（8月8日より受付用コールセンター設置）
- ・ホテル等への避難者に対しては看護師等の見守りを実施（8月17日より健康管理のためのコールセンター設置）

生活空間（パーティションと段ボールベッド）

・八代市、宇土市、宇城市、氷川町の各避難所において、被災者のニーズを伺い、必要に応じて、パーティション Tent や段ボールベッド等が設置されている。



鏡コミュニティセンター（八代市）



氷川中学校（氷川町）



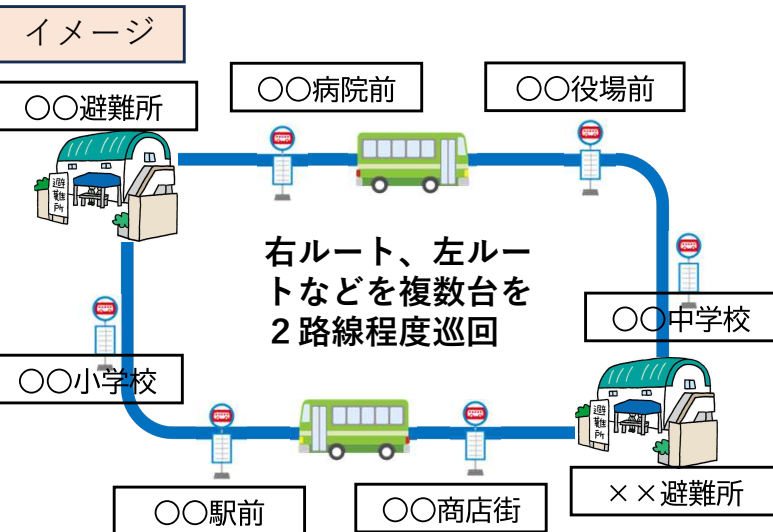
不知火体育館（宇城市）



宇土市民体育館（宇土市）

拠点避難所の移送

・拠点避難所が移設され、自宅から避難所が遠くなった避難者が病院や役場などに移動するために必要な、マイクロバスや大型バスなどを確保し、定期的に病院や役場等を行き来できるよう被災者の移動手段を確保する。



トイレカー・トイレトレーラー

・八代市、宇土市、宇城市、氷川町の各市町の避難所において、トイレの不足する避難所には、各自治体等が所有する快適トイレ仕様のトイレカー、トイレトレーラー等が、8月27日時点で31台設置されている。

	宇土市	宇城市	氷川町	八代市
トイレカー	2	2	9	11
トイレトレーラー		1	1	4
トイレコンテナ				1



千丁コミュニティセンター（八代市）



松橋西防災拠点センター（宇城市）

食 事

・県の要請等により、八代市、宇土市、宇城市、氷川町等へキッチンカーが派遣されている。

・宇土市、宇城市、氷川町等で弁当の支給が開始されている。



小川防災拠点センター（宇城市）



旧豊野小学校体育館（宇城市）



宇土市民体育館（宇土市）



千丁コミュニティセンター（八代市）

福祉サービスの提供

・7/29（水）からDWAT（災害派遣福祉チーム）が活動を開始し、八代市、宇城市、氷川町を中心に、避難所等における高齢者等への相談支援や環境整備等を実施。20チームが活動中。

・保健師等によるアウトリーチ、在宅避難者への戸別訪問を実施。



DWATの活動の様子



福祉避難所の支援の様子

入浴・洗濯の機会

・八代市等の避難所に仮設入浴設備等が設置されている。

・洗濯ニーズ支援のため、宇城市、八代市へ「ランドリーカー」が派遣されている。（3台稼働中）

・八代市、宇城市等において、熊本県クリーニング生活衛生同業者組合等による洗濯支援が実施されている。



氷川中学校（氷川町）



鏡コミュニティセンター（八代市）

○内閣府・国土交通省では、住まいの確保に向けた取組として、
「応急的な住まいの確保」、「住宅の補修等への支援」、「住宅の再建への支援」
を行っているところ、具体的な取組内容は以下のとおり。

応急的な住まいの確保

公営住宅等の提供

- 公営住宅について、全国で約1万戸、熊本県内で382戸の空室を確保。県内20戸、県外14戸で受入決定。
- UR賃貸住宅について、全国で140戸の空室を確保。

国土交通省のホームページにおいて、応急的な住まい確保のための公営住宅等の空室情報等の集約・提供を実施。

賃貸型・建設型応急住宅の円滑な提供に向けた関係団体との調整

- 賃貸住宅関係団体※に協力要請（7/30）※（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会
- 不動産関係団体※に協力要請（7/30, 8/28）
※（公財）日本賃貸住宅管理協会、（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、（公社）全日本不動産協会
- 賃貸住宅関係団体等の協力のもと、21市町村において入居申込を受付中。入居決定戸数は52戸（9/2時点）。
- 建設型応急住宅について、住宅生産関係団体※に協力要請（7/28）
※（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）日本木造住宅産業協会
- 順次工事着手しており、7市町で21団地553戸が着工済（9/1時点）。

	熊本市	八代市	宇城市	氷川町	美里町	甲佐町	宇土市	計
着工済戸数 （団地数）	50戸 （3団地）	138戸 （5団地）	149戸 （4団地）	82戸 （4団地）	52戸 （2団地）	20戸 （1団地）	62戸 （2団地）	553戸 （21団地）
竣工戸数	—	—	—	20戸	—	—	—	20戸

※浸水想定区域において
垂直避難が可能な2階建て住宅
（八代市：46戸、氷川町：13戸）を含む

住宅の補修等への支援

住宅の補修に係る施工体制の確保 について業界団体に協力を要請

- 登録リフォーム事業者団体に協力要請（7/29）
- 建設業団体に協力要請（7/29）
- 建設関連業団体に協力要請（7/29）

住宅の補修等に関する 相談窓口設置等への支援

- 相談員（建築士）が被災住宅の補修等に関する相談を受け付けるフリーダイヤルの開設及び熊本県の相談体制整備への支援を実施。

耐震性が不足した住宅等の改修への支援

- 地震により、住宅・建築物の耐震性の不足や、瓦屋根がずれる等の被害が確認された一部損壊等の住宅・建築物に対し、耐震基準等を満たすための改修における支援を実施。

住宅の再建への支援

災害公営住宅の整備

- 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅を失った者に賃貸するための公営住宅を整備する場合、地方負担を軽減。
- 令和8年熊本地震は激甚災害として指定されており、通常の災害よりも補助率の引き上げ等が可能となる特例措置が適用される見込み。今後、対象地域を精査。
- 被災自治体からの相談に丁寧に応じつつ、被災地の被害状況等に応じた災害公営住宅の整備を支援する。

災害復興住宅融資及び既往ローンの返済猶予 （住宅金融支援機構）

- 災害によって滅失・損傷した家屋の再建・補修を支援するため、罹災証明書の交付を受けた被災者を対象とした低利融資を実施。
- また、住宅金融支援機構の融資を受けている債務者のうち、被災による収入の減少などによって返済が困難となった者を対象に、返済方法を変更することができる特例を実施。

災害廃棄物処理（公費解体）の推進について

- 被災者の日々の生活環境確保と生活再建、被災地の復旧・復興に向け、**災害廃棄物処理（公費解体）及び廃棄物処理施設の復旧を適正かつ円滑・迅速に実施**することが必要。
- 熊本県の災害廃棄物処理実行計画を踏まえ、**令和9年12月までの処理終了を目標に**、関係機関と連携・協力しながら、**財政支援・人的支援・技術的支援**によって被災自治体を包括的に支援していく。

熊本県災害廃棄物処理実行計画

令和9年12月までの処理終了 を目標に取り組む

被災現場

- 被災した家屋からの**片付けごみ**、**解体ごみ**等が発生
- 災害廃棄物発生量
約60万～100万トン
- 公費解体見込棟数
約0.6万～1.3万棟

仮置場

- 分別搬入
- 段階ごとのレイアウト変更
- 適正な管理・運営



県内・県外の廃棄物処理施設

- 再生利用率70%以上を目指す
- 減量化・安定化・無害化のための焼却処理の際、可能な限り熱回収を行う

※熊本県「令和8年熊本地震に係る熊本県災害廃棄物処理実行計画」（令和8年8月21日）を基に、環境省作成。

財政支援

災害廃棄物処理（公費解体）に対する財政支援の拡充

- 全壊家屋に加えて、**特例的に半壊家屋の解体**も支援
- 災害廃棄物処理に係る事業費について、**97.5%**を支援
- 廃棄物処理施設の復旧に係る事業費について、**99%**を支援

災害等廃棄物処理事業費補助金
[事業費 × 50%]

特別交付税
[事業費 × 50% × 95%]

地方負担

・災害等廃棄物処理事業費補助金 + 特別交付税 [**97.5%**]
※市町村に対する更なる負担軽減も検討

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
[事業費 × 80%]

普通交付税
[事業費 × 20% × 95%]

地方負担

・災害等廃棄物処理事業費補助金 + 普通交付税 [**99%**]

人的支援・技術的支援

災害廃棄物支援調整本部での人的支援

- 環境省・熊本県・熊本市が共同で「**災害廃棄物支援調整本部**」を設置し、被災自治体のニーズに沿った支援方法やリソース配分を調整
- 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用
- 大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会を通じた廃棄物行政職員派遣等による人的支援の拡充

公費解体支援チームでの技術的支援

- 九州環境局を中心に「**公費解体支援チーム**」を設置し、緊急公費解体や通常の公費解体の準備を支援
- 被災市町村向けの常時相談窓口を開設

- 医療・福祉サービスの提供が徐々に再開される中、インフラ復旧による帰宅や避難先への移動など生活を取り巻く環境の変化や、避難生活の長期化を踏まえた支援が重要
- 在宅の方には、高齢者や要配慮者を中心に専門職による訪問を通じ、ニーズを踏まえた支援を実施
- 二次避難先等の方には、地域事情に詳しい相談員等の見守りにより、慣れない環境での孤独・孤立等を防止

被災地における医療・福祉支援の状況

- 厳しい被災状況を踏まえ、全国から様々な保健・福祉・医療の活動チームがのべ2.8万人日が派遣され(8/31時点)、医療機関・福祉施設への人的支援や、避難所等における健康管理等を実施
- 医療機関や福祉施設におけるサービスの提供が徐々に再開
【医療開院率】診療所96.0%、歯科診療所92.6%、薬局94.6%(8/26時点) 【断水医療機関】最大時88施設→11施設(8/31時点)
【福祉サービス実施率】高齢者入所98.8%・通所97.3%、障害者入所100%・通所95.1%(9/1時点)
- 復旧・復興に向けたフェーズでは、被災者の心のケア等のきめ細かな支援を実施



保健師等チームによる支援

一次避難先・在宅等における対応

- <避難所> 【避難所】55箇所、【避難者数】2,170人(8/31時点)
- 救命救助から生活支援・福祉支援へのフェーズ変化にあわせ、日赤救護班、JMAT、災害支援ナース、保健師等チーム、JDA-DAT、JDAT、JRAT、DWAT等の支援チームにより、健康・福祉の相談支援や環境整備、支援機関へのつなぎ等を実施
- <在宅等> 【保健師等チーム、介護支援専門員、社会福祉士、相談支援専門員等による訪問】約2.8万件(8/31時点)
- 高齢者や要配慮者を中心に介護支援専門員、社会福祉士、相談支援専門員、保健師等チーム等による訪問を実施
- <車中泊>
- 熊本県・厚労省・環境省で「車中泊に関するセルフチェックリスト」を作成し、警察等との協力により配布



介護支援専門員による個別訪問

二次避難先等での対応

- <ホテル> 【避難者】198世帯・374人(8/31時点) これまで204施設を確保し、累計1,202人マッチング(8/31時点)
- 熊本県がアプリ・コールセンターによる健康チェックや看護師等による健康状態の把握、見回り訪問を実施
※ホテル避難者全員について、毎日、アプリ又はコールセンターによる健康チェック結果を回収。週1回程度看護師等による全居室の見回り訪問を実施
- <応急仮設住宅・公営住宅>
- 被災者の方々が抱える課題の解決に向け、相談員(民生委員OB等の地域住民)による見守り等を実施予定

被災中小企業・小規模事業者の支援について

○被災事業者の施設・設備の復旧について、繰り返す大規模災害による重複被災が生じたことを踏まえた特例として、「自治体連携型補助金」を通じて、「なりわい再建支援補助金」並みの高い補助率で、中堅企業・中小企業・小規模事業者を支援するほか、多重被災事業者には、上限15億円のうち5億円まで10/10定額補助を講じる。

○各省庁が行う、なりわい並みの支援について、熊本県の事務負担軽減を目的に、熊本県から関係省庁への窓口を一元化。

相談窓口

実施済

・特別相談窓口

被災事業者向けに、商工団体及び政府系金融機関等に特別相談窓口を設置し、経営相談を受け付ける体制を整備。（県内21箇所）

施設・設備の復旧支援

・被災中小企業等の施設・設備復旧支援（自治体連携型補助金）

被災した中堅企業（補助率1/2）・中小企業・小規模事業者（3/4）が対象。多重被災事業者は上限15億円、うち5億円は10/10定額補助を実施。その他事業者は上限3億円。

<実施スケジュール> ※熊本県側の予算手続を含め準備中

販路開拓支援

・小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

被災小規模事業者が対象。多重被災事業者には10/10補助を実施。上限200万円（直接被害）、同100万円（間接被害）、補助率2/3

<実施スケジュール>

公募要領公開：令和8年9月9日（水）

申請期間：令和8年9月16日（水）～10月16日（金）

商店街支援

・商店街災害復旧事業/商店街にぎわい創出事業

商店街等組織の設備復旧への支援や、にぎわいを取り戻すための事業への支援を実施。

【ハード支援】補助上限なし、補助率1/2

【ソフト支援】補助上限100万円（下限30万円）、補助率10/10（直接被害）2/3（その他の商店街等）

<実施スケジュール> ※熊本県側の予算手続を含め準備中

窓口一元化

実施済

○情報共有会議の実施

（熊本県＋関係省庁（中企・農水・厚労・文科））

①予算・執行スケジュールの共有

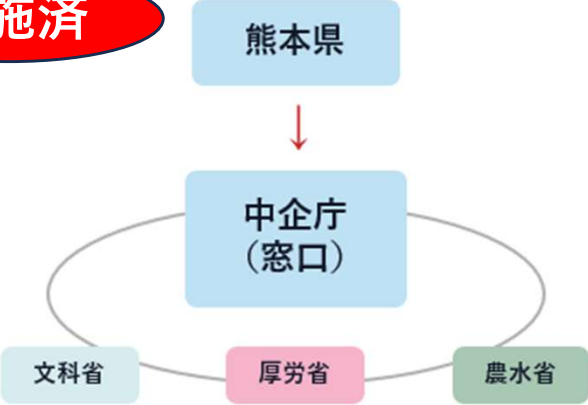
②被害状況・復旧事業の進捗状況の共有

③補助事業の執行状況の共有

※執行における不明点の問い合わせ等を含む。

【開催状況】

9/2(水)熊本県・農水・厚労・文科と第1回情報共有会議を実施



資金繰り支援

・災害復旧貸付（日本政策金融公庫）

実施済

被災した中小企業・小規模事業者を対象に貸付を実施。

貸付限度額：国民生活事業：各制度の限度額に上乗せ3000万円

中小企業事業：別枠1.5億円

貸付期間：運転資金10年以内、設備資金20年以内

【局激指定市町】1千万円を限度に貸付金利を0.9%引下げ（貸付後3年間）

・セーフティネット保証4号（信用保証協会）

実施済

熊本県内の災救法適用地域において、被災した中小企業・小規模事業者を対象に通常とは別枠で100%保証を実施。（上限2.8億円）

・災害関係保証（信用保証協会）

実施済

セーフティネット保証4号と更に別枠で100%保証（上限2.8億円）

※局激指定市町のみ

・既往債務を抱える事業者への支援

一部実施済

中小企業活性化協議会において、債務調整等を通じた事業再生等の支援を実施するとともに、地域金融機関とも協議の上、中小機構等を活用した官民ファンドを含む様々な金融ツールを検討。

【意見交換等】

8/18(火)赤澤大臣が被災中小企業・商工団体を視察・意見交換。越智政務官と商工団体及び被災中小企業との意見交換を調整中。

被災事業者向け支援策のご案内

詳細は
裏面

令和8年9月3日版

施設・設備の復旧や、事業継続のための資金繰りを支援する主な制度をまとめています。

こんな方へ

- ✓ 機械・設備・店舗などに被害を受けた事業者
- ✓ 事業再開に向けた資金繰りに不安がある事業者

主な支援メニュー

復 施設・設備の復旧

被災事業者の再建支援補助
(自治体連携型補助金)

施設・設備の復旧を支援

※熊本県にて制度詳細を準備中

小規模事業者持続化補助金
(災害支援枠)

迅速な販路再開を支援

資 資金繰り支援

災害復旧貸付

運転・復旧資金を融資

信用保証

運転・復旧資金の調達を支援

相談先機関の一覧

支援メニューについては、QRコードの一覧から各機関にお問い合わせください。



施設・設備の復旧

被災事業者の再建支援補助 (自治体連携型補助金) ※熊本県側の予算手続き含め準備中

対象 熊本県内全域の被災した中堅企業・中小企業・小規模事業者

補助率 中小企業・小規模事業者：3/4 / 中堅企業：1/2

上限額 3億円 (複数回被災事業者は上限15億円 (5億円まで10/10補助))

お問い合わせ先：熊本県庁 商工振興金融課 096-333-2338

小規模事業者持続化補助金 (災害支援枠)

事務局HP



商工会地区



商工会議所地区

対象 熊本県内全域の被災した小規模事業者

補助率 補助率2/3 (複数回被災事業者は10/10定額補助)

上限額 上限200万円 (直接被害) / 100万円 (間接被害)

申請予定 公募要領：9月9日 / 申請期間：9月16日～10月16日

お問い合わせ先：最寄りの商工会・商工会議所

資金繰り支援

災害復旧貸付 (日本政策金融公庫等)

対象 熊本県内の被災した中小企業・小規模事業者

限度額 国民生活事業：各制度の限度額に上乗せ3,000万円
中小企業事業：別枠1.5億円

貸付期間 運転資金10年以内 / 設備資金20年以内

特例 八代市、宇城市、御船町、氷川町、嘉島町で事業を営む方
1,000万円を上限に金利を0.9%引き下げ (貸付後3年間)

お問い合わせ先：最寄りの日本政策金融公庫

信用保証 (信用保証協会)

○セーフティネット保証4号

保証内容 被災した中小企業・小規模事業者に対し、通常の保証とは別枠で100%保証
保証限度額：2.8億円 (普通保証2億円、無担保保証8千万円)

○災害関係保証

対象地域 八代市、宇城市、御船町、氷川町、嘉島町

保証内容 被災した中小企業・小規模事業者に対し、通常及びセーフティネット保証4号とはさらに別枠で100%保証

お問い合わせ先：最寄りの信用保証協会

農林水産関係では、農地・農業用施設、農業用機械や畜舎、林地・林道、漁港施設等、被害が確認されており、特に、集出荷施設等の共同利用施設で大きな被害が発生。被災された農林漁業者の方々が一日も早い生業の再建に取り組めるよう、共同利用施設の再建や再編集約・合理化、農業用機械・施設の再取得・修繕、農林漁業者に対する資金繰り支援など、以下の対策を速やかに講じる。

営農継続・再開に向けた道筋

【農業用機械・施設、共同利用施設等の再取得・修繕への支援】

- ・ **農業用機械・農業用ハウス・畜舎等の再取得・修繕**を支援
(国庫補助率：農業用機械・畜舎等：1/2
農業用ハウス：共済金の国費相当額と合わせて1/2)
- ・ **共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕**を支援（国庫補助率1/2等）
- ・ 被災した**共同利用施設の再編集約・合理化**を支援
(自治体支援があれば国庫補助率最大58.3%)

【災害関連資金の特例】

- ・ 被災農業者等への**金融支援**（貸付当初5年間の金利負担軽減（2%）、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ等）

【農地等の早期復旧等】

- ・ 農地や農業用施設の復旧と一体的に行う農地の大区画化や水管理の効率化、排水能力の向上等を支援。
- ・ **激甚指定**による災害復旧の**国庫補助率の嵩上げ**
(参考：過去5か年の実績の平均補助率 農地86%→97%、農業用施設96%→99%)
- ・ **査定前着工制度の活用**による早期復旧の支援
- ・ 机上査定限度額の引上げ等による**災害査定効率化**

【営農継続・再開に向けた支援】

- ・ 農業共済加入者への**共済金の早期支払**、収入保険加入者への**無利子のつなぎ融資**
- ・ **種子・種苗の購入、農作業委託、集出荷施設等の簡易修繕**等を支援（国庫補助率1/2等）
- ・ 果樹の落果に伴う**病害の発生・まん延防止**や被災に伴う**樹勢低下からの回復**（定額）
- ・ 製織作業の再開に向けた**いぐさ原草・機械の輸送**や**共同製織作業場の確保**(国庫補助率1/2等)
- ・ 簡易畜舎の整備、畜舎等の**補改修**、畜産用の発電機や揚水ポンプの借上げ、乳房炎対策等を支援(補助率1/2等)



ため池の被害
(堤体上部の亀裂)



農業用水路の被害
(水路壁の損壊)



いぐさ製織作業場の倒壊

林野関係に対する支援

- ・ 被災した山林施設等の**早期復旧**を支援（山林施設について**激甚指定**による災害復旧の**国庫補助率の嵩上げ**（参考：過去5か年の実績の平均補助率 林道84%→94%等））
(査定前着工制度の活用、机上査定限度額引上げ等による査定効率化)
- ・ 長崎県の眉山を始め、被災した山地等を早期に復旧
- ・ 今後の豪雨等による災害発生の危険性が高い荒廃地の**治山対策・森林整備**を支援（国庫補助率1/2等）
- ・ 被災した**木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備**等を支援（国庫補助率1/2）
- ・ 販売先が被災した**製紙用チップ等の滞留解消**を図るため、**新たな販売先の確保に向けた支援**を実施（定額）
- ・ 被災林業者等への**金融支援**（貸付当初10年間の金利負担軽減（2%）、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ等）



山腹崩壊による土砂流出

水産関係に対する支援

- ・ 災害復旧事業等による漁港、海岸等の**早期復旧**を支援（**激甚指定**による**国庫補助率嵩上げ**（参考：過去5か年の実績の平均補助率 漁港等の公共土木施設70%→84%））、
(査定前着工制度の活用、机上査定限度額引上げ等による査定効率化)
- ・ 災害復旧と連携した**漁港施設用地の機能回復・強化対策**を実施（国庫補助率1/2等）
- ・ **養殖施設の復旧及び強靱化等**に向けた**資機材の導入**や、**地域ぐるみで行う乾燥機の復旧**を支援（国庫補助率1/2）
- ・ 荷さばき施設、冷凍冷蔵施設、種苗生産施設等の**水産業共同利用施設の整備や整備に伴う撤去**を支援
- ・ 被災漁業者等への**金融支援**（貸付当初5年間の金利負担軽減（2%）、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ等）



漁港の被害
(浮桟橋接続部のクラック)

令和8年熊本地震における観光への影響等

○熊本県のみならず、鹿児島県をはじめ九州全体で多数のキャンセルが発生している状況

観光復興に向けた支援

風評被害対策

【正確な情報発信】

- 熊本県を含む九州全県について、各県と連携し、宿泊・観光施設に関する運営・営業状況等の情報発信を実施(観光庁HP、各地のDMO等)
- インバウンドに対しても、日本政府観光局(JNTO)より、宿泊・観光施設に関する情報発信を実施

【訪日プロモーション】

- 観光復興・九州地域全体の誘客に資する訪日プロモーションを実施

観光需要喚起策

- 旅行・宿泊料金の割引支援策「九州ふっこう応援割」の実施

○九州地方における一泊以上の旅行・宿泊商品を対象に、旅行・宿泊料金を支援

【対象地域】 九州7県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

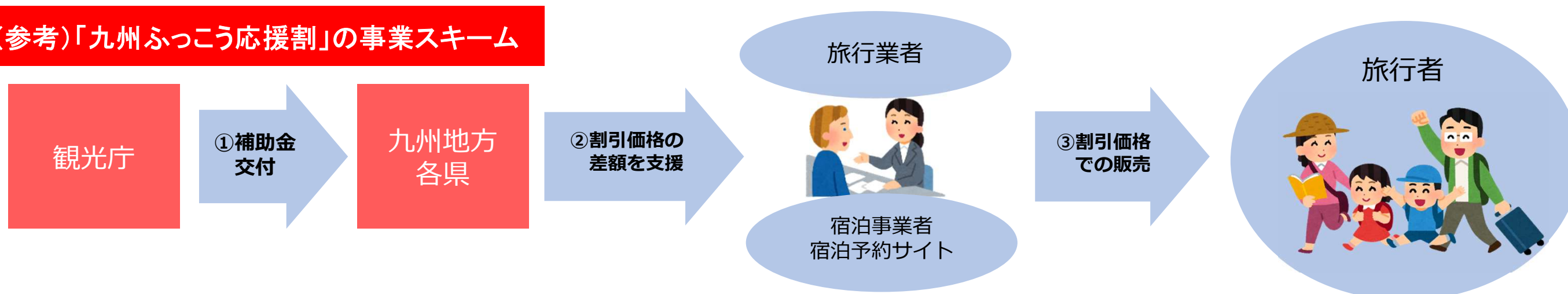
【補助率】 5割(熊本県、鹿児島県は6割)※商品類型毎に補助上限額あり

【割引対象期間】 令和8年10月1日宿泊分から(各県が対象期間や予約開始日を設定)

被災地の観光再生

- 観光拠点・観光資源の再生に向けて、復旧後の誘客促進を図るための観光コンテンツ造成を支援

(参考)「九州ふっこう応援割」の事業スキーム



- 熊本県における被災状況などを踏まえ、**雇用調整助成金の特例措置を8月25日より実施し、**
地震の影響を受けた企業における雇用維持を支援
- 熊本県や経済産業局等の**関係機関と連携し、特例措置やその他の中小企業等の支援施策について、**
積極的に周知・広報を展開

雇用調整助成金特例措置の概要 ※地震発生日（7月28日）に遡って適用

- ・ 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する全国の事業主を対象
- ・ 生産量低下の確認期間を3か月から1か月に短縮
- ・ 休業日数から残業時間分の日数を差し引くルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）
- ・ 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）

雇用調整助成金特例措置の積極的な周知

- ・ 中小企業支援策の案内も掲載したリーフレットで、積極的に周知
- ・ 被災地域のハローワーク等で雇用調整助成金の制度内容やその他の中小企業等の支援施策について、熊本労働局・熊本県・九州経済産業局等が連携し、事業主向け説明会を実施（9月2日より開始し、月内に計17回開催予定）
- ・ 厚生労働本省職員を被災地域に派遣し、業界団体や個別企業等に直接訪問してニーズの把握や制度の周知・活用促進を実施

特別労働相談窓口の対応、解雇等防止の働きかけ

- ・ 熊本労働局及び管内全ての労働基準監督署・ハローワークに特別労働相談窓口を設置し、労働者や事業主等からの雇用維持や人材開発などに関する相談対応を実施、また、事業主等に対し、安易な解雇等を行わないよう働きかけ（相談件数：延べ2,672件※（9/1集計時点））

※うち、707件が雇用調整助成金に関する相談

〔周知リーフレット（抜粋）〕

令和8年熊本地震の災害に伴う 雇用調整助成金の特例措置を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

特例措置の内容

令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって休業等の初日が令和8年7月28日から令和9年1月27日までである場合が対象です。

本特例は1年の期間内に実施した休業等が助成の対象です。
ただし上限日数（1年間で100日）に達した場合は、上限日数までが助成対象となります。

※ 例えば週5日勤務の事業所で、週の半分を休業させた場合は、約10か月助成金を受けられます。

全国の事業所を対象とした措置

- 1 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する事業主が対象となります（詳細は裏面）
- 2 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します
- 3 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします
- 4 地震発生日に事業所設置後1年未満の事業主も助成対象とします
- 5 計画届の事後提出を可能とします。

熊本県内の事業所のみを対象とした追加措置

- 6 残業相殺のルールを撤廃します（詳細は裏面）
- 7 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃します（詳細は裏面）

中小企業庁においても、以下のような被災中小企業・小規模事業者への支援措置を実施しています。詳しくは、中小企業庁HPをご参照ください。



- ・ 特別相談窓口の設置
- ・ 災害復旧貸付等の実施
- ・ セーフティネット保証4号の適用
- ・ 既往債務の返済条件緩和等の対応
- ・ 小規模企業共済災害時貸付の適用
- ・ 官公需を含めた中小受託事業者との適正取引に関する配慮要請

中小企業庁HP
>>>



- 令和8年熊本地震により被災した公共土木施設等について、災害復旧事業等を実施する。
- 事業の概要
 - ・復旧事業：災害により被災した公共土木施設等を原形に復旧。
 - ・関連事業：災害復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合において、再度災害を防止するため、災害復旧費に改良費を加え、復旧事業にあわせて被災施設又はこれを含めた一連の施設改良等を実施。
- 対象施設：河川、道路、砂防、海岸、港湾、水道、下水道、公園、官庁施設 等
- 補助率・負担率：2／3 ・ 1／2 等

河川の被害状況



道路の被害状況



砂防の被害状況



港湾施設の被害状況



水道の被害状況



最大約10万戸あった断水について、8月28日に水道本管の応急復旧が完了

宅内配管の修繕については、住民からの問い合わせを一元的に受け付け、対応可能な事業者を紹介するコールセンターを活用し、引き続き支援



下水道の被害状況



公園の被害状況



官庁施設の被害状況



緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣について

- 令和8年7月28日（火）熊本県熊本地方を震源とする最大震度7の地震が発生。
- 九州地方の26市22町8村とホットラインを構築し、被災地支援のため全国からTEC-FORCEを派遣。令和7年の災害対策基本法の改正を踏まえて新たに創設した、TEC-FORCE予備隊員も初めて派遣。
- 被害全容の迅速な把握のため、国交省が所有する防災ヘリ4機（はるかぜ号、愛らんど号、おりづる号、きんき号）による広域被災状況調査を実施。
- 断水となった地域へ国土交通省と日本水道協会の給水車を派遣。現地応急給水支援本部を設置し、関係省庁と連携して、緊要度の高い給水支援ニーズを一元的に調整することで、避難所や医療機関等を最優先に給水実施。また、（独）水資源機構が保有する可搬式浄水装置を投入するとともに、国土交通省の船舶を派遣することで、給水や入浴、洗濯等の支援を実施。
- 停電が発生した避難所等へ、照明車を電源車として派遣し、被災者への電源支援を実施。
- 被災状況調査では、道路、河川、港湾等の調査を実施。
- 9月4日、九州地方整備局に「熊本復興まちづくり・住まいづくり・土地対策支援チーム」を設置

■現地応急給水支援本部の設置



現地応急給水支援本部における給水支援ニーズを一元的に調整（熊本県）

■給水支援



給水機能付散水車による給水支援（熊本県宇土市）

■照明車による夜間活動支援



イオンモール熊本の夜間救助活動を支援（熊本県嘉島町）

■照明車による電源支援



避難所へ照明車からの電源支援（熊本県氷川町）

■防災ヘリによる被災状況調査



防災ヘリによる被災状況調査（熊本県八代市）

■ドローンによる被災状況調査



ドローンによる被災状況調査（熊本県天草市）

■被災状況調査



河川の被災状況調査（熊本県氷川町）

■TEC予備隊員による支援活動



TEC予備隊員による被災情報や支援ニーズの確認（熊本県八代市）

■TECパートナーによる支援活動



TECパートナーによる支援物資搬入（熊本県宇土市）

■専門家による技術的助言



土木研究所職員による技術的助言（熊本県宇城市）

- 熊本県は地下水が豊富であり、水道を利用していない地域においては、個人井戸等により水を利用。
 - 今回被害が大きかった八代市では、金剛地区等を中心に、被害戸数は約4,500戸（八代市調べ）。
 - このため、8月15日より被害状況や住民意向等のアンケート調査を実施し、希望者に対して井戸洗浄等を行う工事業者を速やかに派遣。（県内業者は15社程度であることから、（一社）全国さく井協会等と連携し、全国から広域的に業者を確保）
 - 回答のあった希望者に対し、順次洗浄等を行うとともに、洗浄等により水が出なければ井戸の修繕等を実施。
- ※応急給水については、9月より給水スポットの増強等により、きめ細やかな給水を実施。

＜八代市での井戸の被害状況＞

八代市が市内の井戸の被害状況を調査

井戸を利用していると想定される戸数

約 15,000戸

うち被害が生じていると想定される戸数

約 4,500戸

※その他周辺の断水被害が大きい市町（宇城市、氷川町等）へも被害状況やアンケート対応のニーズを確認中



濁り水が発生した個人宅の井戸（八代市金剛地区）

＜応急的な対応フロー（イメージ）＞

（1）調査

1) 基礎情報収集

観測井データ、ボーリングデータ、地形図、井戸位置情報 など

2) アンケート

井戸の基礎情報（位置、設置時期、口径、深さ等）、被害状況、対応意向 など

※ 8月15日から金剛地区含む6地区にアンケート開始

（2）応急的な対応

1) 井戸洗浄

災害救助法に基づき個人宅井戸の洗浄費用を国が支援

アンケートの結果等を踏まえ速やかに対応

※ 8月19日から洗浄に着手



井戸の洗浄作業

2) 井戸の補修(修繕)等

災害救助法に基づく一定の補修費用及び県外業者の滞在費等（掛かり増し経費）を国が支援

井戸洗浄により水が出なければ、補修(修繕)等を実施

※ 8月20日に八代市に専用窓口を開設

- 自治体連携型補助金による措置に加え、繰り返しの自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、地域に不可欠な施設が運営継続できるよう、医療施設・社会福祉施設に対する復旧支援等を実施

医療施設の復旧支援

- 医療機関について、同一地域での度重なる自然災害に関する災害復旧費の特例を実施
(現在) 公的医療機関の補助率：2／3、政策医療実施機関の補助率：1／2 等
(特例※) ①中小等の医療法人等が運営する医療機関（政策医療実施機関以外も含む。）に対する最大3／4補助
②多重被災等の要件を満たす医療機関に対する定額補助

※ いずれも地域に不可欠な医療を提供する医療機関であって、特に公的支援が必要である者。公費支援は、国：地方＝2：1。

社会福祉施設の復旧支援

- 特別養護老人ホーム等について
 - ・ 災害復旧費の補助率を5／6（国2／3、地方1／6）に引上げ
 - ・ 事業再開に要する経費の補助額を600万円に引上げ（定額補助）
- 同一地域での度重なる自然災害に関する災害復旧費の特例として、社会福祉法人・医療法人等が運営する有料老人ホーム等についても上記の支援対象に追加

断水が続く施設への支援

- 医療機関・社会福祉施設における断水中の手洗い、シャワー等の確保のための小規模分散型水循環システムの導入を支援
- 医療施設・社会福祉施設が利用する井戸の現状復帰や枯渇等の場合の代替井戸の掘削など、サービスの提供に向けた原形復旧費の支援、早期水道使用のため施設敷地内の破損した配管に関する検査費の支援を実施

- 学校施設については、580校の被害を把握（8月28日時点）。校舎の倒壊被害はなく、一部の学校で構造体等に大きな被害が生じた。被災前と同様の教育環境を確保するため、被災した学校施設の復旧支援を実施。
- 円滑な教育活動の実施のため、きめ細かな学習指導や心のケア等のための支援を実施。
- 文化財については、国指定等文化財103件の被害を把握（8月28日時点）。文化庁から文化財調査官等の専門家を現地に派遣し、被害状況の把握や文化財の救援・復旧の支援を実施。

学校施設の復旧・教育活動の実施に向けた取組

文化財の復旧に向けた取組

被害状況

主な応急対応状況

今後の対応方針

- ・ 国公立学校 580校に被害（8月28日17時時点）
- 【内訳】
- ・ 自治体別 熊本県 435件、鹿児島県 61件、長崎県 16件、福岡県 21件、大分県 9件、山口県 4件、高知県 1件、佐賀県 3件、宮崎県 30件
- ・ 設置者・学校種 （国立）幼1、小2、中1、特支1、大5、高専3
（公立）幼7、小234、中134、義務4、高76、特支26、大1
（私立）幼9、中6、高21、大9、短大4、専各36

- ・ 構造体等に大きな被害が生じたため、龍峯小学校（八代市）と松橋東支援学校（宇城市）では他の施設を間借りして教育活動を開始。



校舎のコンクリート壁ひび割れ等（八代市立龍峯小学校）



グラウンド地割れ（断層）（八代市立龍峯小学校）

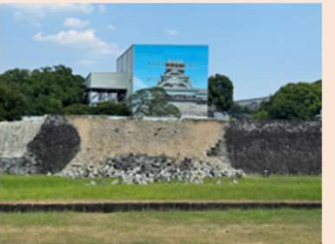
- ・ 「被災地学び支援派遣等枠組み」（D-E S T）の一環として、被災した学校施設等の使用の可否を判断するため、国立大学法人職員を含む応急危険度判定士延べ92名を派遣（7/30～8/9：187施設を調査）

- ・ 大きな被害を受けた学校施設の復旧に当たり補修又は建替えを判定する 被災度区分判定の実施に向けて自治体と調整を行う。
- ・ 各学校設置者の復旧計画に応じ、学校施設の復旧支援を行う。
- ・ きめ細かな学習指導等のための教職員加配や教員業務支援員の追加配置等の支援について、自治体のニーズに応じて対応するとともに、心のケアのためのスクールカウンセラーの追加配置の支援を行う。

- ・ 国指定等文化財103件に被害（8月28日17時時点）
- 【内訳】
- ・ 自治体別 熊本県:95件 鹿児島県:1件 長崎県:3件 福岡県:3件 大分県:1件
- ・ 類型別 （建造物）国宝:2件 重要文化財:13件 登録有形文化財:56件
（美工作品）重要文化財:2件
（史跡名勝天然記念物）特別史跡:1件 史跡:20件
特別名勝:1件 名勝:4件
天然記念物:3件
（文化的景観）重要文化的景観:1件

【主な被害】

- ・ 熊本城(特別史跡、熊本市)：石垣崩落等（40箇所）建造物（重要文化財を含む）の土壁のひび等11箇所
- ・ 八代城跡群（史跡 八代市）：八代城跡の石垣崩落等
- ・ 旧熊本藩八代城主浜御茶屋（松浜軒）庭園（名勝 八代市）：長堀を除き全壊



石垣の崩落等（熊本市熊本城）



建造物の倒壊等（八代市松浜軒）

【文化財調査官の派遣状況】

- ・ 8/3 熊本市（熊本城）
- ・ 8/5 八代市（松浜軒）
- ・ 8/18～19 熊本市、阿蘇市、大津町、山鹿市、美里町、山都町
- ・ 8/19 宇城市、八代市

【文化財防災センター等からの専門家派遣】

- ・ 8/7 熊本県からの支援要請を踏まえ、文化庁から（独）国立文化財機構に専門家による被災文化財の救援・復旧支援を依頼。
- ・ 文化財防災センターと連携のもと文化財等の復旧に向けた技術支援を実施中

- ・ 引き続き、受入体制が整った自治体への、文化庁等からの専門家派遣を進める。
- ・ 復旧の早期着手ができるよう地元自治体との調整を進める。

- 被災した鉄道の早期復旧を図るため、鉄道事業者へ災害復旧に要する費用の支援等を実施。
- 鉄道の運休区間における代行バスの運行経費の一部を支援するほか、新幹線の運休を受けた臨時航空便の運航や道路運送法の弾力的運用により、代替輸送等を調整・支援。
- 被災地周辺の交通を円滑にするため、関係機関が連携して交通マネジメントを実施。

鉄道の早期復旧への支援

- 肥薩おれんじ鉄道の復旧については、補助制度の活用を通じて、早期の全線復旧を後押しする。
- 事業者からの要望に応じ、関係機関との連携を含め、技術的支援を行う。

JR鹿児島本線

小川～有佐間 軌道変状



肥薩おれんじ鉄道線

肥後高田～日奈久温泉間 軌道変状



代替輸送等の確保・支援

- 代行バスの運行支援
 - ・鉄道事業者が運行する代行バスの確保等について連携・調整を支援すると共に、運行費用に対し、その一部を支援。
 - ・代替輸送の実施状況を国土交通省のHP及び公式Xにおいて発信。
- 臨時航空便の運航
 - ・九州新幹線の運休に伴い、日本航空(JAL)及び全日本空輸(ANA)において、主に福岡空港～鹿児島空港間で機材の調整状況に応じ、臨時便を運航。
 - ・臨時便の計画便数は以下のとおり(8/31時点)。
JAL：計394便 ANA：計4便
- 道路運送法の弾力的運用
 - ・路線バスの迂回系統の設定については、特段の手續は不要としている。増便に係る手續きについても、通常は事前届出が必要なところ、事後届出でも可能としている。

交通マネジメントによる 道路交通の円滑化

【交通マネジメント】

- ・発災翌日に、国土交通省、熊本県、高速道路会社、有識者等の関係者で構成される「熊本県災害時交通マネジメント検討会」を設置
- 〈主な取組内容〉
 - ・道路利用者への迂回案内
 - ・国道の集中的な舗装修繕(完了)
 - ・広域迂回をした車両に対する高速道路料金調整(実施済)



デジタルサイネージによる迂回案内
(国道3号・熊本県八代市)

【特殊車両の通行許可迅速化】

- ・被災地域の早期復旧や物流確保等の観点から、迅速に特殊車両の通行を許可